

年末調整や確定申告には 「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」の添付が必要です

名古屋北年金事務所（☎ 052-912-1246）
市民窓口課（☎ 76-1124）

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、住民税の社会保険料控除の対象になります。年末調整や確定申告の手続きの際には、1月1日から12月31日までの間に納付した国民年金保険料額を証明する書類の添付が必要です。

このため、11月に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。証明内容は、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間に納付された国民年金保険料と年内に納付が見込まれる納付見込み額です。10月1日から12月31日の間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

中小事業者に係る令和3年度 固定資産税・都市計画税の 軽減措置について

資産税課（☎ 76-1177）

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が30%以上減少した中小事業者に係る令和3年度固定資産税・都市計画税を軽減します。軽減措置を受けるには、申告書の提出が必要です。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

対象

▶ **対象者** 市内に対象資産を持つ中小事業者（個人事業主含む）のうち、令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期間と比較して30%以上減少した者

※中小事業者の定義については、市ホームページをご確認ください。

▶ **対象資産** 事業用家屋、償却資産（土地、事業用以外の家屋は対象外）

▶ **軽減率** 事業収入の減少幅が30%以上50%未満：1/2、事業収入の減少幅が50%以上：ゼロ

申込み

▶ **申告期間** 令和3年1月4日（月）から2月1日（月）まで

▶ **申告方法** 所定の申告書（市ホームページに用意）に必要事項を記入、押印し、認定経営革新等支援機関等の確認後、添付書類と併せて資産税課

※市への提出にあたっては、事業収入の減少、対象資産等について、事前に認定経営革新等支援機関等による確認を受ける必要があります。

市からの お知らせ

こまき応援食事券の 引換えが始まります

こまき応援食事券コールセンター
（☎ 75-0492）

こまき応援食事券の引き換えが11月1日（日）から始まります。

事前にご予約をいただいた方のうち当選した方に、購入引換券を送付しております。購入引換券をお持ちの上、指定した引換場所にて食事券のご購入をお願いします。なお、引換期間内に引き換えが行われなかった購入引換券は無効となりますので、ご注意ください。

※引換期間：11月1日（日）～11月30日（月）

コンビニでの証明書交付サービス 一時停止

市民窓口課（☎ 76-1121）

11月10日（火）、24日（火）および25日（水）は、システムメンテナンスのためコンビニ交付サービスを停止します。住民票の写し等の交付ができませんのでご注意ください。

11月は「労働保険適用 促進強化期間」です

ハローワーク春日井 雇用保険適用係
（☎ 81-5136）

法人・個人を問わず、事業主の方は正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。

労働保険は、従業員の安心と会社のための保険。「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」など様々な理由があると思いますが、従業員、会社のために、加入することは事業主の責任です。※詳しくは、愛知労働局、名古屋北労働基準監督署またはハローワーク春日井へご相談ください。